

大分県報

平成二十八年
第二七六〇号
三月八日

（火曜日）

目次

大分県病院局職員 の 給与 に関する 規程 の 一部 改正	一
告 示	二
特定 非営利 活動 法人 の 定款 変更 認証 申請（二件）	二
地籍 調査 の 成果 の 認証	二
都市 計画 事業 の 事業 計画 の 変更 認可（二件）	三
内水面 漁場 管理 委員会 告示	三
大分県 内水面 漁場 管理 委員会 が 管理 する 公文書 の 公開 等 に関する 規程 の 一部 改正	三
大分県 内水面 漁場 管理 委員会 が 保有 する 個人情報 の 保護 等 に関する 規程 の 一部 改正	四
公 告	四
平成 二十八年 度 警察 官 A 採用 共同 試験 及び 大分県 警察 官 A（女性） 採用 試験 公告	八

○病院局管理規程

大分県病院局職員 の 給与 に関する 規程 の 一部 を 改正 する 規程 を 次 の よう に 定める。
平成二十八年三月八日

大分県病院局長 田 代 英 哉

大分県病院局職員 の 給与 に関する 規程 の 一部 を 改正 する 規程

別表第七のイ中	53	を	53	に 改め、 同表
ハ中	62	を	61	
	62		62	
	62			
	62			
	62			
	63			
	63			
	63			
	63			
	63			
	64			
	64			
	64			

62	62	62	62	62	63	63	63	63	63	63	63
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

に 改める。

別表第十二中「307,000」を「307,800」に、「303,700」を「304,500」に、「300,400」を「301,200」に、「297,100」を「297,900」に、「293,800」を「294,600」に、「290,500」を「291,300」に、「276,700」を「277,500」に、「262,700」を「263,500」に、「249,200」を「250,000」に、「235,300」を「236,100」に、「221,600」を「222,400」に、「204,000」を「204,800」に、「186,900」を「187,700」に、「169,600」を「170,400」に、「152,000」を「152,800」に、「134,000」を「134,800」に、「115,700」を「116,500」に、「97,800」を「98,600」に、「71,800」を「72,600」に、「47,500」を「48,300」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、公示の日から施行し、改正後の大分県病院局職員 の 給与 に関する 規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。（経過措置）

2 平成二十七年四月一日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規程の規定による号給がこの規程による改正前の大分県病院局職員 の 給与 に関する 規程（以下「改正前の規程」という。）の規定による号給に達しない職員 の 当該 適用 又は 異動 の 日 における 号給 については、改正後の規程の規定にかかわらず、改正前の規程の規定による号給とするものとする。

3 施行日から平成二十八年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に病院局長の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員 の、当該 適用 又は 異動 の 日 における 号給 については、なお従前の例によることができる。

○告 示

平成二十八年三月八日

大分県報（病院局管理規程・告示）

大分県告示第百十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成二十八年三月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 変更申請のあった年月日

平成二十八年二月十八日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ゆけむり

三 代表者の氏名

小 田 恵 三

四 主たる事務所の所在地

別府市大字鶴見二千五百六十二番地十三

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者や手助けを必要とする人々が地域であたり前に生活していくことを支援し、社会復帰や社会参加の促進を図るための活動を行い、誰もが暮らしやすい町となるよう障害を抱える人たちの福祉増進に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容

会員に関する事項の変更

役員に関する事項の変更

総会に関する事項の変更

理事会に関する事項の変更

資産及び会計に関する事項の変更

定款の変更に関する事項の変更

大分県告示第百十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成二十八年三月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 変更申請のあった年月日

平成二十八年二月二十二日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 グリーンハート

三 代表者の氏名

吉 野 海

四 主たる事務所の所在地

東京都中野区中央一丁目四十二番五号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、アマゾン先住民族の子ども達に対する教育の支援に関する事業、アマゾン先住民族に対する協力・支援に関する事業、アマゾン地域における熱帯林の保護及び保全に関する事業、アマゾン先住民族の伝統文化の伝承・振興に関する事業、日本とブラジルの人的・経済的な交流の推進に関する事業、ブラジル及びアマゾン地域についての理解の促進を目的としたイベント・講演会の企画・開催に関する事業、ブラジル及びアマゾン地域についての情報の提供に関する事業を行い、アマゾン地域の先住民族の支援及び環境の保全を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容

主たる事務所の変更

大分県告示第百十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証した。

平成二十八年三月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
竹 田 市	平二四・一二・一八から平二七・二・二四まで	竹田市荻町鳴田の一部の地籍図及び地籍簿	竹田市荻町鳴田の一部	平二八・二・二五
竹 田 市	平二四・一二・一八から平二七・二・二三まで	竹田市久住町大字久住の一部の地籍図及び地籍簿	竹田市久住町大字久住の一部	平二八・二・二五

竹田市	平二四・一二・一八から平二七・二・二三まで	竹田市大字次倉の一部の地籍図及び地籍簿	竹田市大字次倉の一部	平二八・二・二五
宇佐市	平二六・六・一二から平二七・一〇・二八まで	宇佐市大字赤尾の一部の地籍図及び地籍簿	宇佐市大字赤尾の一部	平二八・二・二五

大分県告示第百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十八年三月八日

一 施行者の名称

別府市

大分県知事 広 瀬 勝 貞

二 都市計画事業の種類及び名称

別府国際観光温泉文化都市建設計画下水道事業
別府市公共下水道

三 事業施行期間

変更前 昭和三十五年八月二十九日から平成二十八年三月三十一日まで
変更後 昭和三十五年八月二十九日から平成三十四年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

昭和四十七年大分県告示第六百九十四号、昭和五十年大分県告示第六百二十五号、昭和五十五年大分県告示第四十七号、昭和五十六年大分県告示第五百七十七号、昭和五十七年大分県告示第九十七号、昭和五十九年大分県告示第二百五十七号、平成四年大分県告示第九百五十号、平成十年大分県告示第三百九十号、平成十五年大分県告示第四百四十七号、平成二十年大分県告示第二十二号及び平成二十二年大分県告示第九百十六号の事業地に、別府市大字南立石字上向原、字馬場、字野原及び字向原の各字の一部並びに大字南石垣字鶴見原の一部を追加する。

2 使用の部分

変更なし

大分県告示第百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十八年三月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 施行者の名称

杵築市

二 都市計画事業の種類及び名称

杵築都市計画下水道事業
杵築市公共下水道

三 事業施行期間

変更前 昭和四十七年九月二十六日から平成二十八年三月三十一日まで
変更後 昭和四十七年九月二十六日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○内水面漁場管理委員会告示

大分県内水面漁場管理委員会告示第三号

大分県内水面漁場管理委員会が管理する公文書の公開等に関する規程（平成十三年大分県内水面漁場管理委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月八日

大分県内水面漁場管理委員会会長 日 野 立 明

第三号様式、第四号様式及び第九号様式中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「異議審決」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

第十一号様式中「公開決定等」の次に「又は不作為」を加え、「不服申立て」を「審査請求」に、「第16条」を「第16条第1項」に改める。

平成二十八年三月八日

大分県報（告示・内水面漁管委告示）

第二号様式中

☐ 運転免許証 ☐ 旅券 ☐ 健康保険被保険者証

☐ その他 ()

を

☐ 運転免許証 ☐ 旅 券 ☐ 健康保険被保険者証
☐ 個人番号カード ☐ その他 ()

に改め、同様式の次に次

の
一様式を加える。

第2号様式の2 (第3条関係)

個人情報開示請求書(特定個人情報用)

年 月 日

大分県内水面漁場管理委員会会長 殿

住所 請求者

氏名

成年後見人及び代理人である法人にあつては、事務所の所在地並びにその名称、代表者の氏名及び代表者の印

電話番号 () —

大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号）第13条第1項（第2項）の規定により、次のとおり特定個人情報（情報提供等記録）の開示を請求します。

開示請求しようとする特定個人情報のみ	
開示の区分	☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 ☐ 視 聴
開示の場所	☐ 情報センター ☐ 地区情報コーナー (地区)

(代理人記入欄)

代理人の種類別	☐ 法定代理人 ☐ 未成年者（生年月日 年 月 日） ☐ 成年被後見人	
	☐ 委任による代理人	
本人の住所及び氏名等	氏名	
	住所	

電話番号

注 □のある欄には該当する□内に✓印を記入し、() 内に必要事項を記入してください。

(職員記載欄)

請求者本人の確認	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 旅券 ☐ その他（ ）	☐ 健康保険被保険者証
請求資格の確認	☐ 戸籍謄本 ☐ 法定代理人の場合 ☐ 委任状 ☐ 本人の印鑑登録証明書 ☐ 本人である代理人にあっては、法人印鑑証明書	
事務担当課所等		
備考		

第四号様式、第五号様式及び第九号様式中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。
第十号様式中

☐ 運転免許証

☐ 旅券

☐ 健康保険被保険者証

☐ その他（ ）

を

☐ 運転免許証

☐ 旅券

☐ 健康保険被保険者証

☐ 個人番号カード

☐ その他（ ）

に改め、同様式の次に次の様式を加える。

第10号様式の2（第8条関係）

個人情報訂正請求書（特定個人情報用）

大分県内水面漁場管理委員会 会長 殿
年 月 日

請求者
氏 名

〔成年後見人及び代理人である法人にあっては、事務所の所在地並びにその名称、代表者の氏名及び代表者の印〕

電話番号（ ）－

大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号）第22条第1項（第2項）の規定により、次のとおり特定個人情報（情報提供等記録）の訂正を請求します。

訂正請求に係る特定個人情報内容	（開示を受けた年月日 年 月 日）
訂正を求める内容及び箇所	

（代理人記入欄）

代理人の種別	☐ 法定代理人 ↳ 本人の状況 { ☐ 未成年者（生年月日 年 月 日） ☐ 成年被後見人
	☐ 委任による代理人
本人の住所及び氏名等	氏 名
	住 所

電話番号

注 □のある欄には該当する□内に✓印を記入し、（ ）内に必要事項を記入してください。

（職員記載欄）

請求者本人の確認	☐ 運転免許証	☐ 旅券	☐ 健康保険被保険者証
	☐ 個人番号カード	☐ その他（ ）	
請求資格の確認	・法定代理人の場合 ☐ 戸籍謄本 委任による代理人の場合 ☐ 委任状 ☐ 本人の印鑑登録証明書 ☐ 法人である代理人にあっては、法人印鑑証明書		
事務担当課所等			
備考			

第14号様式の2 (第10条関係)

個人情報利用停止等請求書(特定個人情報用)

年 月 日

大分県内水面漁場管理委員会会長 殿 請求者 住所 氏名 成年後見人及び代理人である法人にある場合は、事務所の所在地並びにその名称、代表者の氏名及び代表者の印

電話番 号 () ー

大分県個人情報保護条例（平成 13 年大分県条例第 45 号）第 25 条第 1 項（第 2 項）の規定により、次のとおり特定個人情報等の利用停止等を請求します。

利用停止等請求

大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号）第25条第1項（第2項）の規定により、次のとおり特定個人情報情報の利用停止等を請求します。

利用停止等請求に係る特定個人情報の内容	(開示を受けた年月日)
適法でないとする理由	
求める利用停止等	☐ 特定個人情報の利用停止 ☐ 特定個人情報の消去 ☐ 特定個人情報の提供の停止

(代理人記入欄)	
代理人の種別 本人の住所及び氏名	☐ 法定代理人 ☐ 本人の状況 ☐ 未成年者（生年月日 年 月 日） ☐ 成年被後見人 ☐ 委任による代理人
	氏名 住所 電話番号

注 □のある欄には該当する□内に、() 内に必要事項を記入してください。

(職怠記載欄)			
請求者本人の確認	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード	☐ 旅券 ☐ その他()	☐ 健康保険被保険者証
請求資格の確認	・法定代理人の場合 ☐ 戸籍謄本 ・委任による代理人の場合 ☐ 委任状 ☐ 本人の印鑑登録証明書 ☐ 法人である代理人にあっては、法人印鑑証明書		
事務担当課所等			
備考			

平成二十八年三月八日

第十六号様式中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

「不服申立て」は「審
示決定等
訂正決定等
利用停止等決定等
請求に係る不作為」
に

「開示決定等
訂正決定等
利用停止等決定等
請求に係る不作為」
と

「開示決定等
訂正決定等
利用停止等決定等」
と

第十八号様式中

「第29条第1項」に改める。
「第29条」を「第29条第1項」とし、「請求」を「査請求」とする。

附
則

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第四号様式、第五号様式、第九号様式、第十二号様式、第十六号様式及び第十八号様式の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

○公告

平成28年度警察官A採用共同試験及び大分県警察官A（女性）採用試験公告

平成28年3月8日

会 員 委 員 会 人 事 事 務 大 分 局

次のとおり、平成28年度警察官A採用共同試験及び大分県警察官A（女性）採用試験を行います。

なお、警察官A採用共同試験は、警視庁（東京都）及び愛知県・大阪府・兵庫県警察本部と共同して行います。

1 試験種類、試験区分及び採用予定者数

試験種類	試験区分	採用予定者数				
		大分県	警視庁 (東京都)	愛知県	大阪府	兵庫県
警察官A	一 般	57人	3人	3人	3人	3人
警察官A (女性)	一 般	8人				
合 計		65人	3人	3人	3人	3人

大分県報（内水面漁管委告示・公告）

八

注1 警察官A採用共同試験については、申込書の受付後に志望する都府県を変更することはできません。

注2 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更になることがあります。

2 受験資格

(1) 年齢・性別等

試験種類	試験区分	都府県	年 齢・性 別	学 歴
警察官 A (女性)	一 般	大分県	昭和58年4月2日以降 に生まれた男性	学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（4年制以上のもの）を卒業した者又は平成29年3月までに卒業見込みの者（大分県人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）
		警視庁 （東京都）	昭和61年6月7日から 平成7年4月1日まで に生まれた男性	
		愛知県	昭和61年4月2日以降 に生まれた男性	
		大阪府	昭和58年4月2日から 平成11年4月1日まで に生まれた男性	
		兵庫県	昭和56年4月2日以降 に生まれた男性	
		大分県	昭和58年4月2日以降 に生まれた女性	

注「大分県人事委員会が同等の資格があると認める者」については、大分県人事委員会事務局にお問い合わせください。

(2) 日本国籍を有しない者又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に該当する者は受験できません。

3 試験の実施

(1) 試験日時及び試験会場

区 分	試 験 日 時	試 験 会 場
第1次試験	平成28年6月5日(日) 入室開始 午前8時30分 着席完了 午前9時 試験時間 教養試験 午前9時30分から12時まで 体力試験・身体検査 午後1時頃から4時頃まで (注)遅刻者は、午前10時までに試験室へ入室できない場合は、受験できません。	大分県立大分上野丘高等学校 (大分市上野丘2丁目10番1号)
第2次試験	論文試験・体力試験Ⅱ・適性検査 平成28年6月下旬の指定する1日 (実施日は、決定次第大分県のホームページに掲載します。) 面接試験 平成28年7月中旬の指定する1日 具体的な日時等は、第1次試験合格通知の際にお知らせします。	
	大分県以外 の都府県	平成28年8月下旬以降

注 試験会場への自動車の乗り入れ及び試験会場周辺における駐車や送迎時の駐停車はできません。

(2) 試験の内容

ア 第1次試験

受験者全員に対して大学卒業程度の内容で次の試験種目を実施します。

(イ) 教養試験 (配点120点)

警察官として必要な一般的知識 (社会 (法律※、政治、経済、社会一般等)、人文 (日本史、世界史、地理、思想・哲学等)、自然 (数学、物理、化学、生物、地学等)) 及び知能 (文章理解 (英文を含む。))、判断推理、数的推理、資料解釈) について筆記試験をします。

(2時間30分 5枚択一式 50問)

※公務員倫理 (地方公務員法の服務に関する部分) を含む。

(イ) 体力試験 (配点80点)

警察官としての職務の遂行に必要な体力を有するかについて試験します。

実施種目	実 施 方 法	基 準 値	
立 幅 と び	両足で同時に踏み切り、水平に前方へ跳躍	男性	205センチメートル以上
		女性	160センチメートル以上
上 体 起 こ し	仰臥の姿勢から上体起こし (30秒間)	男性	20回以上
		女性	15回以上
腕立伏臥腕屈伸	腕立ての姿勢から腕屈伸 (2秒に1回のリズム)	男性	25回以上
		女性	15回以上
時 間 往 復 走	5メートル幅の往復走 (15秒間)	男性	40メートル以上
		女性	35メートル以上

注 1 基準値は大分県のものであり、都府県によって異なります。

注 2 大分県においては、4種目のうち2種目以上が基準値に達しない場合は不合格となります。

(イ) 資格加点 (配点10点)

大分県を受験する者で、次に掲げる資格所有者に一定点を加点します。ただし、英語、中国語及び韓国語の資格加点については、申込受付開始日から遡って2年以内に取得したものに限り有効とします。

加点資格	加 点 基 準	加点点数
英 語	①実用英語技能検定 (英検) 準1級以上 ②TOEIC650点以上 (IPテストを除く。) ③TOEFL<PBT>522点以上 ④TOEFL<iBT>68点以上 ⑤国際連合公用語英語検定 (国連英検) B級以上	
中国語	①中国語コミュニケーション能力検定 (TECC) 550点以上 ②中国語検定2級以上 ③漢語水平考試6級以上	各加点資格ごとに設けた加点基準のいずれかを有する場合に10点を加点
韓国語	①ハングル能力検定2級以上 ②韓国語能力試験5級以上	

簿記	①日商簿記検定2級以上 ②全経簿記能力検定1級以上		
柔道	2段以上（公益財団法人講道館が認定するものに限る。）		
剣道	2段以上（一般財団法人全日本剣道連盟が認定するものに限る。）		
情報処理	I Tパスポート試験を除く情報処理技術者試験（経済産業省所管の国家試験）合格者又はこれと同等と認められるもの	5点	
	I Tパスポート試験（経済産業省所管の国家試験）合格者又はこれと同等と認められるもの		
必要書類	上記資格を証明する書類（合格証明書、スコアレポート又は段位を証明できる書類）		
申請方法	申込書に必要事項を記入し、必要書類の写しを添付してください。また、第1次試験当日に必要な書類の原本を持参し、提出してください。		

注 1 申込時に必要書類が添付されており、かつ、第1次試験当日に原本により資格の確認ができる場合のみ加点対象とします。

注 2 インターネットによる申込みの場合は、必要書類が確認できないため、加点対象となりません。

注 3 複数の資格を有する場合についても、加点は10点までとします。

注 4 情報処理の「これと同等と認められるもの」については、申込時に添付された必要書類を基に専門家による審査委員会により加点の適否を判定します。

(ロ) 身体検査
警察官としての職務の遂行に必要な身体を有するかについて検査します。

検査項目	基準	
	男 性	女 性
身長	160センチメートル以上であること。	150センチメートル以上であること。
体重	47キログラム以上であること。	43キログラム以上であること。
視力	大分県	両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は矯正視力が1.0以上であること。

警視庁 (東京都)	裸眼視力が両眼とも0.6以上であること又は矯正視力が両眼とも1.0以上であること。	—
	愛知県 大阪府	両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は矯正視力が1.0以上であること。
兵庫県	視力（矯正視力を含む。）が両眼で0.7以上で、かつ、単眼でそれぞれ0.3以上であること。	—
色覚	職務の遂行に支障のないこと。	
その他	職務の遂行に支障のない身体的状態であること。	

注 身体検査の基準は、視力以外についても都府県によって異なる場合があります。

イ 第2次試験
第1次試験の合格者に対して次の試験種目を実施します。

(ア) 論文試験（配点50点）
職務の遂行に必要な論理性、表現力等について筆記試験をします。

(イ) 体力試験Ⅱ（配点20点）
身体の全身持久力についての試験（20メートルシャトルラン（往復持久走））をします。

(ウ) 面接試験（配点300点）
人物について集団討論及び個別面接による試験をします。

(エ) 適性検査
職務の遂行に必要な適応性について性格検査をします。
なお、検査結果は、面接試験の参考資料にします。

(オ) 身体精密検査
胸部疾患、伝染性疾患、内臓疾患、聴力等について検査します。

注 第2次試験の内容は、大分県のものであり、都府県によって異なります。

ウ 受験資格等の調査

エ 受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。

エ 留意事項

試験種目及び配点は大分県のものであり、都府県によって異なります。

また、大分県においては、各試験種目にそれぞれ合格者決定基準があり、その合格者決定基準に達しない場合は、不合格となります。したがって、総合得点及び総合順位が上位であっても不合格となる場合があります。

なお、合格者決定基準は、大分県のホームページに掲載しています。

(大分県ホームページ「職員採用情報」

<http://www.pref.oita.jp/site/saiyouzyouhou/>)

(3) 試験結果の発表

対象		発表の時期	発表の方法
大分県	第1次試験	平成28年6月14日(火) 午前9時	合格者には合格通知書を郵送します。 また、合格者の受験番号は、「県政掲示板」(大分県庁舎本館1階県政展示ホール)に掲示するとともに、大分県のホームページに掲載します(注1、注2を参照のこと。)
	第2次試験	平成28年8月中旬	
大分県 以外の 都府県	第1次試験	平成28年7月下旬から 8月中旬まで	各都府県が合格者に文書で通知します。
	第2次試験	平成28年10月下旬から 11月下旬まで	

注1 合格者(大分県の試験の合格者に限る。)に郵送する合格通知書は、延着又は不着となる場合があるので、必ず「県政掲示板」又は大分県のホームページで確認してください。

(大分県ホームページ「職員採用情報」

<http://www.pref.oita.jp/site/saiyouzyouhou/>)

注2 第1次試験合格者(大分県の第1次試験の合格者に限る。)に郵送する第1次試験合格通知書に、第2次試験の日時、場所等を指定するので、第1次試験合格通知書が6月17日(金)午前中までに到着しない場合には、直ちに大分県人事委員会事務局(電話097-506-5212)にお問い合わせください。

4 試験結果の開示

この採用試験の結果については、大分県個人情報保護条例(平成13年大分県条例第45号)第21条第1項の規定により、口頭で開示請求することができます。受験者本人が本人

であることを証明する書類(運転免許証、学生証、パスポート等(原則として顔写真付きのもの))を持参の上、午前8時30分から午後5時15分までの間に、大分県人事委員会事務局まで直接おいでください(日曜日、土曜日及び祝日等を除きます。)

試験	開示請求できる者		開示期間	開示内容	開示場所
第1次試験	大分県の第1次試験不合格者(途中棄権者を除く。)	大分県のみを志望した者	合格発表の日から起算して1月間	試験種目別得点、総合得点及び総合順位	大分県人事委員会事務局(大分県市町村会館6階)
		大分県以外 の都府県の第1次試験不合格者	平成28年9月12日(月)から同年10月11日(火)まで		
		大分県以外 の都府県の第2次試験受験者	平成29年1月4日(火)から同年2月3日(金)まで		
第2次試験	大分県の第2次試験受験者		合格発表の日から起算して1月間		

5 採用及び給与

(1) 合格から採用まで

ア 大分県

(イ) 最終合格者は、大分県人事委員会の採用候補者名簿(原則として確定後1年間に有効)に成績順に登載されます。大分県人事委員会は、大分県警察本部長からの請求に応じて採用候補者を成績順に提示し、大分県警察本部長がその中から採用者を決定します。したがって、大分県人事委員会の実施した試験に合格しても採用されない場合があります。

(ロ) 採用予定時期は、平成28年10月1日(既卒者のみ)又は平成29年4月1日(既卒者及び新卒者)です。

(ハ) 採用後は巡査に任命され、警察学校において6月間の教育訓練を受け、修了後は警察署等に勤務します。

イ 大分県以外の都府県

(2) 給与 各都府県に直接お問い合わせください。

大分県の初任給は、採用時大学卒202,400円（平成28年1月1日現在）で、このほか各種の手当が支給されます。また、職歴等を有する者は、条件に応じて加算されます。なお、大分県以外の都府県の初任給はそれぞれ異なり、採用時大学卒222,316円から252,100円まで（平成28年1月1日現在）となっており、このほか各種の手当が支給されます。詳細については、都府県発行のパンフレットなどを参照してください。

6 受験手続

- (1) 申込書等の請求
申込書等は、次の機関で配布します。

機 関 名	所 在 地 等
大分県人事委員会事務局	〒870-0022 大分市大手町2-3-12（大分県市町村会館6階） 電話 097-506-5212
大分県警察本部警務課	〒870-8502 大分市大手町3-1-1（大分県庁舎本館6階） 電話 097-536-1111 内線5337 536-2131 内線2643・2646
大 分 中 央 警 察 署	〒870-0046 大分市荷揚町5-6 電話 097-533-2131
大 分 東 警 察 署	〒870-0108 大分市三佐5-2-23 電話 097-527-2131
大 分 南 警 察 署	〒870-1173 大分市大字横瀬2212-1 電話 097-542-2131
別 府 警 察 署	〒874-0909 別府市田の湯町13-13 電話 0977-21-2131
杵 築 日 出 警 察 署	〒879-1502 速見郡日出町大字藤原字友田2277-2 電話 0977-72-2131
国 東 警 察 署	〒873-0503 国東市国東町鶴川48-1 電話 0978-72-2131
豊 後 高 田 警 察 署	〒879-0621 豊後高田市是永町32-1 電話 0978-22-2131
宇 佐 警 察 署	〒879-0453 宇佐市大字上田1010-1 電話 0978-32-2131

中 津 警 察 署	〒871-0024 中津市中央町1-2-10 電話 0979-22-2131
玖 珠 警 察 署	〒879-4413 玖珠郡玖珠町大字塚脇467 電話 0973-72-2131
日 田 警 察 署	〒877-0025 日田市田島2-8-1 電話 0973-23-2131
竹 田 警 察 署	〒878-0025 竹田市大字拜田原221 電話 0974-63-2131
豊 後 大 野 警 察 署	〒879-7125 豊後大野市三重町内田1196 電話 0974-22-2131
佐 伯 警 察 署	〒876-0012 佐伯市大字鶴望2825-4 電話 0972-22-2131
臼 杵 津 久 見 警 察 署	〒875-0041 臼杵市大字臼杵72-61 電話 0972-62-2131
杵 築 幹 部 交 番	〒873-0001 杵築市大字杵築665-465 電話 0978-62-2131
津 久 見 幹 部 交 番	〒879-2441 津久見市中央町760-156 電話 0972-82-2131
大 分 県 東 部 振 興 局	〒873-0504 国東市国東町安国寺786-1（国東総合庁舎） 電話 0978-72-1212
大 分 県 南 部 振 興 局	〒876-0813 佐伯市長島町1-2-1（佐伯総合庁舎） 電話 0972-22-0390
大 分 県 豊 肥 振 興 局	〒878-0013 竹田市大字竹田字山手1501-2（竹田総合庁舎） 電話 0974-63-1171
大 分 県 西 部 振 興 局	〒877-0004 日田市城町1-1-10（日田総合庁舎） 電話 0973-23-2200
大 分 県 北 部 振 興 局	〒879-0454 宇佐市大字法鏡寺235-1（宇佐総合庁舎） 電話 0978-32-1170
豊 後 高 田 土 木 事 務 所	〒879-0621 豊後高田市是永町39（豊後高田総合庁舎） 電話 0978-22-2285

別府土木事務所	〒874-0840 別府市大字鶴見字下田井14-1 電話 0977-67-0211
臼杵土木事務所	〒875-0041 臼杵市大字臼杵字洲崎72-254 電話 0972-63-4136
豊後大野土木事務所	〒879-7131 豊後大野市三重町市場1123 (豊後大野総合庁舎) 電話 0974-22-1056
玖珠土木事務所	〒879-4413 玖珠郡玖珠町大字塚脇137-1 (玖珠総合庁舎) 電話 0973-72-1152
中津土木事務所	〒871-0024 中津市中央町1-5-16 (中津総合庁舎) 電話 0979-22-2110
大分県東京事務所	〒104-0061 東京都中央区銀座2-2-2 (ヒューリック西銀座ビル6階) 電話 03-6862-8787
大分県大阪事務所	〒530-0001 大阪市北区梅田1-1-3-2100 (大阪駅前第3ビル21階) 電話 06-6345-0071
大分県福岡事務所	〒810-0001 福岡市中央区天神2-14-8 (福岡天神センタービル10階) 電話 092-721-0041
大分県立図書館	〒870-0008 大分市王子西町14-1 電話 097-546-9972

注 郵便で請求する場合は、120円切手を貼った宛先明記の返信用角形2号封筒(240mm×332mm)を同封し、大分県警察本部警務課に請求してください。

封筒の表左側に、「警察官A採用試験受験案内請求」と書き添えてください。

(2) 受付期間

ア 持参及び郵送による申込みの場合

平成28年4月18日(月)～5月6日(金)(日曜日、土曜日及び祝日等を除く。)

受付時間 午前9時から午後5時45分まで

注 郵送された申込書は、5月6日(金)までの消印があるもの限り受け付けます。

イ インターネットによる申込みの場合

平成28年4月18日(月)～5月6日(金)

注 受付期間中に正常に到達したものに限り受け付けます。

(3) 申込書の提出

ア 持参及び郵送による申込みの場合

所定の申込書に必要事項を記入し、受験票の所定欄に52円切手を貼って、大分県警察本部警務課に提出してください。郵送の場合は、封筒の表左側に「警察官A受験」と書きし、郵便局の窓口を持参して簡易書留の手続を行ってください。簡易書留の受領証は受験票が届くまで保管してください。

なお、申込時には写真を貼らないでください。

イ インターネットによる申込みの場合

大分県のホームページの申込画面上の注意事項を十分確認の上、直接申し込んでください。申込みを正常に受け付けた際には「申請受付のお知らせ」を電子メールで返信しますので、必ず確認してください。返信が届かない場合は、大分県人事委員会事務局まで連絡してください。

(大分県ホームページ「職員採用情報」

<http://www.pref.oita.jp/site/saiyouzyouhou/>)

(4) 申込者への受験票の送付

持参及び郵送による申込みの場合は、5月下旬に申込者へ受験票を郵送します。また、インターネットによる申込みの場合は、メールにより受験票を送信するので、各自で印刷し、官製はがきの大きさ・厚さの紙に貼り付けてください。

また、受験票は写真を貼った上、第1次試験当日に必ず持参してください。

なお、5月25日(水)までに受験票が届かない場合は、大分県警察本部警務課にお問い合わせください。

(5) 共同試験の志望方法

警察官A採用試験は大分県人事委員会、警視庁(東京都)及び愛知県・大阪府・兵庫県警察本部による共同試験ですので、希望する都府県を受験することができます(大分県を第1志望とした場合のみ、大分県以外の都府県を第2志望にすることができます。大分県以外の都府県を第1志望とする場合は、第2志望を申込むことはできません。)

なお、大分県の第1次試験に合格した場合、第2志望はないものとして取り扱われます。

7 問合せ先

大分県警察本部警務課

電話 097-536-2131 内線2643・2646

大分県人事委員会事務局
電話 097-506-5212